

## 第 353 回三木市議会定例会提出議案の概要

第 353 回三木市議会（令和元年 9 月 2 日開会）に提出する議案 19 件（条例関係 8 件、補正予算関係 2 件、決算の認定関係 8 件、財産の取得 1 件）の概要は次のとおりです。

### 1 条例関係

#### (1) 第 30 号議案 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定 について（総務課）

##### ア 制定理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行による会計年度任用職員制度の導入に伴い、会計年度任用職員に係る給与及び費用弁償について規程を整備する必要があるため。

##### イ 制定内容

##### (ア) 給与及び費用弁償

1 週間当たりの勤務時間が任期の定めのない常勤職員と同じ者をフルタイム会計年度任用職員とし、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、宿日直手当、夜勤手当、休日給及び期末手当を定める。また、1 週間当たりの勤務時間が任期の定めのない常勤職員より短い者をパートタイム会計年度任用職員とし、報酬、期末手当及び費用弁償を定める。

##### (イ) 給料表

次の職種について、給料表を定める。

(i) 行政職 他の職種の区分の適用を受けない全ての会計年度任用職員

(ii) 教育職 幼稚園、認定こども園又は保育所に勤務する教諭、保育教諭  
又は保育士の職務に従事する会計年度任用職員

##### (ウ) 等級別基準職務表

行政職の区分について、次のとおり基準となる職務を定める。

職種	職務の級	基準となる職務
行政職	1 級	定型的な業務又は補助的な業務を行う職務、知識及び経験等を必要とする業務を行う職務
	2 級	高度の知識、技術及び経験を必要とする業務を行う職務

ウ 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日

**(2) 第 31 号議案 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について（総務課）**

ア 制定理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行による会計年度任用職員制度の導入に伴い、関係条例の規定を整備する必要があるため。

イ 制定内容

次の条例について、所要の改正を行う。

- (ア) 職員の分限に関する条例
- (イ) 職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例
- (ウ) 一般職の職員の給与に関する条例
- (エ) 三木市職員特殊勤務手当に関する条例
- (オ) 職員の勤務時間等に関する条例
- (カ) 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
- (キ) 職員の育児休業等に関する条例
- (ク) 三木市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
- (ケ) 三木市職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例

ウ 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日

**(3) 第 32 号議案 職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例の制定について（総務課・消防本部総務課）**

ア 改正理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による地方公務員法の一部改正を踏まえ、職員の分限に関する条例、一般職の職員の給与に関する条例及び三木市消防団条例を改める必要があるため。

イ 改正内容

(ア) 職員の分限に関する条例及び一般職の職員の給与に関する条例について、地方公務員法第 16 条第 1 号を引用する規定を整理する。

(イ) 三木市消防団条例について、成年被後見人又は被保佐人は消防団員となることができないとする規定を削る。

ウ 施行期日

令和元年 12 月 14 日

**(4) 第 33 号議案 三木市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について（市民課）**

ア 改正理由

住民基本台帳法施行令等の一部改正に伴い、条例を改める必要があるため。

イ 改正内容

市が発行する印鑑登録証明書に、過去に称していた旧氏についても記載できるように、規定を改める。

ウ 施行期日

令和元年 11 月 5 日

**(5) 第 34 号議案 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（福祉課）**

ア 改正理由

災害弔慰金の支給等に関する法律等の一部改正に伴い、条例を改める必要があるため。

イ 改正内容

災害援護資金に係る利率及び償還方法を下記のとおり改める等所要の改正を行う。

区分		現行	改正後
利率	連帯保証人あり	年 3%	無利子
	連帯保証人なし	—	年 1%
償還方法		半年賦償還のみ	年賦償還 半年賦償還 月賦償還

ウ 施行期日

公布の日から施行し、令和元年 8 月 1 日から適用する。

**(6) 第35号議案 別所ゆめ街道飲食物産館等条例の一部を改正する条例の制定について（観光振興課）**

ア 改正理由

令和元年10月1日の消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴う施設使用料の見直しを行うことから、条例を改める必要があるため。

イ 改正内容

施設の使用料を下記のとおり改定する。

現行	改正後
108,000円に販売額の5.4%を加えた額／月	110,000円に販売額の5.5%を加えた額／月

ウ 施行期日

令和元年10月1日

**(7) 第36号議案 三木市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について（水道業務課）**

ア 改正理由

水道法等の一部改正に伴い、条例を改める必要があるため。

イ 改正内容

指定給水装置工事事業者の指定の更新に係る手数料を規定する等所要の改正を行う。更新に係る手数料は、1件につき10,000円とする。

ウ 施行期日

令和元年10月1日

**(8) 第37号議案 三木市手数料条例の一部を改正する条例の制定について（消防本部予防課）**

ア 改正理由

令和元年10月1日の消費税及び地方消費税の税率の引き上げによる地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、条例を改める必要があるため。

イ 改正内容

消防法第11条第1項前段の規定に基づく浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査の手数料を改める。

ウ 施行期日

令和元年10月1日

**2 補正予算関係 【別添「令和元年度9月補正予算（案）の概要」参照】**

- (1) 第38号議案 令和元年度三木市一般会計補正予算（第2号）
- (2) 第39号議案 令和元年度三木市介護保険特別会計補正予算（第1号）

**3 決算の認定関係 【別添「平成30年度決算見込の概要」参照】**

- (1) 第40号議案 平成30年度三木市一般会計歳入歳出決算の認定について
- (2) 第41号議案 平成30年度三木市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- (3) 第42号議案 平成30年度三木市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- (4) 第43号議案 平成30年度三木市農業共済事業特別会計決算の認定について
- (5) 第44号議案 平成30年度三木市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (6) 第45号議案 平成30年度三木市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (7) 第46号議案 平成30年度三木市水道事業会計決算の認定について
- (8) 第47号議案 平成30年度三木市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

**4 条例、予算関係以外**

- (1) 第48号議案 財産の取得について（財政課）

高規格救急自動車を取得するにあたり、予定価格が議会の議決に付すべき基準以上となったので、条例の定めるところにより議会の議決を求めるもの。

**問い合わせ** 三木市総合政策部法務情報課  
電話 0794-82-2000（内線 2421）